

11月・12月は 滞納整理集中月間

税務課管理収納係 ☎ ㊟ 1132 特別滞納整理係 ☎ ㊟ 1136

滞納整理集中月間

みなさんに納めていただく市税や国民健康保険税などの滞納を解消するため、11月・12月の2か月間を「滞納整理集中月間」として滞納整理を推進していきます。



市税の現況について

累積滞納額の圧縮のため、平成18年度に税務課内に「特別滞納整理係」を設置し、預貯金の差し押さえや不動産の公売の実施、さらには地方税徴収の専門機関である「三重地方税管理回収機構」に案件を移管するなど、滞納整理を推進しています。今後も、納期限内に納付しているかたとの税の公平性の維持と、福祉・教育・健康・環境などの市民サービ

ス提供の財源となる市税収入の確保のために、滞納整理に努めていきます。

滞納整理集中月間の具体的な取り組み

市では、納期限を過ぎても市税を納付していないかたに、督促状や催告書などで納付をお願いしています。それでもなお、納付がないかたに対して、金融機関や勤務先などへ調査を行った後、差し押さえを積極的に実施すること、滞納整理を集中的に行います。

三重地方税管理回収機構とは

県内市町の滞納地方税の徴収を専門的に行う組織として設立されました。県内各市町の滞納整理事業を引き受け、専門的手法を駆使しながら、迅速な滞納整理を行っています。鳥羽市の直近3年の移管状況は、下表のとおりです。また、平成16年の機構設立以降、移管した案件は、延べ181件で、徴収額は約2億6千万円となっています。

三重地方税管理回収機構への移管状況

年 度	26 年度	27 年度	28 年度
移管件数	12 件	15 件	15 件
徴収額	13,295,146 円	29,406,029 円	20,804,139 円



放置しないで相談を

けがや病気、失業など、やむを得ない事情により、一時的に納めることが困難な場合には、税務課にぜひ相談してください。

何もせずに未納をそのまま放置しておいても問題の解決にはならず、延滞金の増加、差し押さえ・公売などの不利益を受けることとなります。

また、昼間に納付相談ができないかたは事前に予約すると平日（祝日を除く）の午後9時まで、市民文化会館2階・税務課で夜間納税相談窓口を利用することができます。

電話でも対応しますので、早めに相談してください。

